

重要事項説明書

エフビー訪問介護かすが

エフビー介護サービス株式会社

訪問介護重要事項説明書

☆ 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 025-521-0362 営業時間：月曜日～金曜日 9時～17時

但し、国民の祝日及び12月29日～1月3日、8月12日～15日を除く。

担 当 管理者 佐々木 由香

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称、所在地等

事業所名	エフビー訪問介護かすが
所在地	上越市木田二丁目16番50号
介護保険事業所番号	1570303535
通常の事業の実地域※	上越市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	1. 従事者及び業務の管理を、一元的に行います。 2. 従事者に、法令等の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	1名
サービス提供責任者	1. 訪問介護計画書の作成並びに利用者等への説明を行い同意を得ます。 利用者への訪問介護計画を交付します。 2. 指定訪問介護の実施状況の把握及び訪問介護計画の変更を行います。 3. 指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整を行います。 4. 訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。 5. 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 6. サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 7. 訪問介護員に対し具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに利用者の状況についての情報を伝達します。 8. 訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。 9. 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 10. 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。 11. その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。	1名以上
訪問介護員	1. 訪問介護計画に基づき、指定訪問介護のサービスを提供します。 2. サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。 3. サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。 4. サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けます。	3名以上
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	1名

(3) 営業日、サービスの提供時間

営業日	年中無休。				備考
サービス提供時間	通常時間帯 8時～18時	早朝 6時～8時	夜間 18時～22時	深夜 22時～6時	
平日	○	○	○	○	
土・日・祭日	○	○	○	○	

※ 時間帯により料金が異なります。

2. 提供するサービス内容及び料金について

(1) 提供するサービスの内容について

①訪問介護（要介護の方のみ）

サービス区分と種類		サービスの内容
訪問介護計画の作成		利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成します。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	特段の専門的配慮をもって行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食（糖尿食・透析食・嚥下困難者の為の流動食等）の調理を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
	移動・移乗介助	室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	起床就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
生活援助	自立生活支援のための見守りの援助	◇利用者と一緒に手助けしながら行う調理（安全確認の声かけ、疲労の確認を含みます。）を行います。 ◇入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含みます。）を行います。 ◇ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心に必要な時だけ介助）を行います。 ◇排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。 （介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る。） ◇車イスでの移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助します。 ◇洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います。
	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
	調理	利用者の食事の用意を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。

②その他のサービス

* 介護相談等

(2)利用料金

ア 基本料金

介護保険から給付サービスを利用する場合、自己負担額は負担割合証に応じた 1 割から 3 割負担となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。以下は 1 割負担の場合の料金表です。

訪問介護（要介護 1～5 の方）の場合

	サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20 分未満		20 分以上 30 分未満		30 分以上 1 時間未満		1 時間以上 1 時間 30 分未満		1 時間 30 分以上 30 分を増すごとに	
		利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
身体介護	昼 間	1,630 円	163 円	2,440 円	244 円	3,870 円	387 円	5,670 円	567 円	5,670 円に 820 円を加算	567 円に 82 円を加算
	早朝・夜間	2,040 円	204 円	3,050 円	305 円	4,840 円	484 円	7,090 円	709 円	7,090 円に 1,030 円を加算	709 円に 103 円を加算
	深 夜	2,450 円	245 円	3,660 円	366 円	5,810 円	581 円	8,510 円	851 円	8,510 円に 1,230 円を加算	851 円に 123 円を加算
生活援助	サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20 分以上 45 分未満		45 分以上							
	昼 間	1,790 円	179 円	2,200 円	220 円						
	早朝・夜間	2,240 円	224 円	2,750 円	275 円						
	深 夜	2,690 円	269 円	3,300 円	330 円						
引続き生活援助に 身体介護に	昼 間	650 円	65 円	1,300 円	130 円						
	早朝・夜間	810 円	81 円	1,630 円	163 円						
	深 夜	980 円	98 円	1,950 円	195 円						

基本料金に対して、早朝（6 時～8 時）、夜間（18 時～22 時）帯は 25%増し、深夜（22 時～6 時）は 50%増しとなります。

上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

やむを得ない事情で、且つ、利用者の同意を得て、2 人で訪問した場合は 2 人分の料金となります。

イ 加算

① 初回加算

新規に訪問介護計画を作成し、初回訪問と同月内にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合及び他の訪問介護員等の訪問介護時に同行訪問した場合。

利用料	利用者負担額	算定回数等
2,000 円	200 円	初回のみ

② 緊急時訪問介護加算

利用者やその家族から要請を受けて、ケアマネジャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又は他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合。

利用料	利用者負担額	算定回数等
1,000 円	100 円	1 回の要請に対して 1 回

③生活機能向上連携加算

（１）生活機能向上連携加算（Ⅰ）

サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所又は通所リハビリテーション事業所の理学療法士等による指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの一環として利用者の自宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、理学療法士等と共同で行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画を作成している場合。

利用料	利用者負担額	算定回数等
1,000 円	100 円	1 か月（必要に応じて）

（２）生活機能向上連携加算（Ⅱ）

当該理学療法士等と連携して訪問介護計画に基づくサービス提供を行っている場合。当該計画に基づく初回の訪問介護が行われた日から 3 ヶ月間、算定。

利用料	利用者負担額	算定回数等
2,000 円	200 円	1 か月（必要に応じて）

④認知症専門ケア加算

（１）認知症専門ケア加算（Ⅰ）

- ・日常生活に支障を期す恐れのある症状もしくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者が利用者の 50%以上。
- ・認知症介護にかかる専門的な研修を修了しているものを、対象者が 20 人未満の場合は 1 以上、20 人以上の場合は 1 に、当該対象者の数 19 を超えて 10 または端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施。

利用料	利用者負担額	算定回数等
3,000 円	300 円	1 日につき

（２）認知症専門ケア加算（Ⅱ）

- ・加算（Ⅰ）をみだし、かつ認知症介護指導者育成研修修了者を 1 名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施。
- ・介護職員、看護職員毎の認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施または実施を予定。

利用料	利用者負担額	算定回数等
4,000 円	400 円	1 日につき

⑤口腔連携強化加算

口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し評価の結果を情報提供した場合、算定。

利用料	利用者負担額	算定回数等
5,000 円	500 円	1 回につき

⑥特定事業所加算

サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保や介護職員の活動環境の整備、重度介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算。

特定事業所加算（Ⅱ）	所定単位に 10%を加算
------------	--------------

⑦同一建物減算

同一建物居住者に対する訪問減算	所定単位に 88%を算定
-----------------	--------------

同一建物内の訪問介護職員(訪問介護かすが)が同一建物に居住する入居者の皆様(ケアライフ春日)へサービスを提供した場合基本単位数×88%の減額となります。

⑧介護職員等処遇改善加算

介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められる加算

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位に 24.5%を乗じた金額
----------------	-------------------

ウ 交通費

通常の事業の実地地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は訪問介護員が訪問するための交通費の実費が必要です。(1ヶ 50円)

エ キャンセル料

急なキャンセルの場合は下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。(連絡先 電話 025-521-0362)

ただし、連絡することが困難な場合等、やむを得ない場合はこの限りではありません。

ご利用時間までに ご連絡いただいた場合	無 料
ご利用時間までに ご連絡がなかった場合	当該基本料金の 50%

オ その他

(1) 利用者の自宅で、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。

(2) 料金のお支払方法

毎月15日までに前月の請求をいたしますので、月末までにお支払いください。

お支払いいただきますと領収書を発行します。

お支払い方法は、原則口座引落としです。現金集金をご希望の方はご相談下さい。

(3) 保険給付として不適切な事例への対応について

1、次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。

「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・来客の応接(お茶、食事の手配等)
- ・自家用車の洗車・清掃等

「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・草むしり
- ・花木の水やり
- ・犬の散歩等ペットの世話等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・家具・家電器具等の移動、修繕、模様替え
- ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・植木の剪定等の園芸
- ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等

2、訪問介護員の禁止行為

- ・医療行為
- ・利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ・利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ・利用者の同居家族に対するサービス提供
- ・利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ・身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護する為やむを得ない場合を除く）
- ・その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

3. サービスの提供にあたっての留意事項

（1）介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証の確認

サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証に記載された内容を確認させていただきます。内容に変更があった場合は速やかに事業所にお知らせください。

（2）居宅介護計画等の変更等

居宅介護計画等は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、従業員の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示する等必要な調整をいたします。

4. 虐待の防止について

（1）事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 佐々木 由香
-------------	------------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ⑤ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- ⑥ 虐待の防止のための指針を整備します。
- ⑦ ②～⑥に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとします。

5. 秘密の保持と個人情報の保護について

事業所及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。

事業所は、従事者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従事者と雇用契約の内容とします。

6. 当事業所の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営方針

事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

事業の実施にあたっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更を希望する方はお申し出ください 可能な限り対応させていただきます
従事者への研修の実施	○	月 1 回内部研修を実施しています

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

主 治 医	医療機関名/主治医		
	連 絡 先		
ご 家 族	氏名・続柄		
	連 絡 先		

- (1) 利用者、家族からの緊急の連絡を 24 時間体制で受けられるようにしています。

(2) 緊急連絡先

月曜日～金曜日 9 時～17 時 025-521-0362

・サービス提供責任者が対応します。

8. 事故発生時の対応方法について

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者がお住いの市町村、ご家族、障害福祉サービス事業者等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。万一の事故に備え損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社	あいおいニッセイ同和損保
保険名称	介護保険・社会福祉事業者総合保険

保険内容	対人賠償	5,000 万
	対物賠償	500 万
	管理財物	100 万
	使用不能	3,000 万
	人格権侵害	500 万
	見舞金	0.3 万～5 万（治療・入院等による）
	事故対応費用	500 万
	経済的損害	100 万

9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有 ・ (無)
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	有 ・ (無)

10. サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 事業所ご利用お客様相談・苦情担当

電 話 025-521-0362
 担 当 管理者
 受付時間 月～金 9 時～17 時

- (2) 当社以外に、市町村などの相談・苦情窓口で苦情を訴えることができます。

- ① 市町村
 上越市 (高齢者支援課) 025-520-5708
 ② 新潟県国民健康保険団体連合会 025-285-3022

11. 当社の概要

名 称 エフビー介護サービス株式会社
 代表者役職・氏名 代表取締役 柳澤 美穂
 本社所在地 長野県佐久市長土呂 1 5 9 番地 2
 電話番号 0 2 6 7 - 8 8 - 8 1 8 8

12. 実習生の受入れについてのお願い

介護福祉士、介護職員初任者研修資格取得のために実習生が同行訪問をお願いすることがありますのでご協力をお願い致します。

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者	法人	エフビー介護サービス株式会社 ㊞
	法人所在地	長野県佐久市長土呂 159 番地 2
	事業所名称	エフビー訪問介護かすが
	事業所番号	1570303535
	事業所住所	新潟県上越市木田二丁目 16 番 50 号
	事業所管理者	佐々木 由香

私は、契約書及び本書面により事業所から訪問介護についての重要事項の交付及び説明を受け、内容について承諾しました。

利用者	住所	
	氏名	㊞

代理人	住所	
	氏名	㊞

連帯保証人	住所	
	氏名	㊞